

ごみ広域処理施設整備事業の概要

(令和6年1月末現在)

◆ ごみ処理広域化の目的

- ・ごみ処理施設の老朽化 ⇒ 処理能力の低下
⇒ 維持管理コストの増加
- ・大規模修繕等により延命化

安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、**早期の建替えが必要**

ごみの広域処理の検討

朝霞和光資源循環組合の設立

<広域化のメリット>

- ・環境負荷の低減
- ・熱エネルギーの効率的回収
(交付金の活用)
- ・財政負担の軽減など

◆ 基本合意書締結以降の経緯

朝霞市及び和光市では、ごみ処理施設を単独で保有しごみ処理を行っていますが、施設の**老朽化**に伴う建替えに際して、平成30年8月に、**建設用地を和光市内とする「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」**が両市の間で締結され、両市**共同のごみ処理施設を建設することになりました。**

H30. 8	・「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」締結
H31. 2	・「朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の設置に関する覚書」締結
H31. 4	・「朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会」設置
R2. 5	・『ごみ処理広域化基本構想』策定
R2. 10	・「朝霞和光資源循環組合」設立
R2. 10	・「ごみ広域処理に関する市民説明会」開催（全4回）
R3-R4	・「ごみ広域処理施設建設検討委員会」開催（全7回）
R4. 7	・「施設整備基本計画案に対する市民説明会」開催（全4回）
R4. 7	・「施設整備基本計画案に対するパブリック・コメント」実施
R4. 9	・『(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画』策定
R5. 7	・「都市計画変更に関する市民説明会」開催（全2回）
R6. 1	・和光都市計画の変更告示

◆ 環境保全目標

「**排ガス**」に係る環境保全目標値は、環境面と経済面を考慮した目標値を設定しています。
「**排ガス**」以外の「**排水**」、「**騒音**」、「**振動**」、「**臭気**」については、法基準値等を遵守します。

項目	排ガス環境保全目標値	法基準値等	
		大気汚染防止法	その他基準等
ばいじん (g/m³N)	0.01	0.08	—
硫黄酸化物 (ppm)	30	K値=9.0 (約2,611 ppm)	—
窒素酸化物 (ppm)	70	250	180 【指導基準】
塩化水素 (ppm)	50	700 mg/m³N (≈ 430 ppm)	200 mg/m³N (≈ 123 ppm) 【上乗せ基準】
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	0.1	—	1 【ダイオキシン類対策特別措置法】 0.1 【新ガイドライン】
水銀 (μg/m³N)	30	30	—
一酸化炭素 (ppm)	30 (4時間平均) 100 (1時間平均)	—	30 (4時間平均) 【新ガイドライン】 100 (1時間平均) 【廃棄物処理法施行規則】

◆ 広域処理施設の建設予定地

建設用地は、和光市旧ごみ焼却場の敷地を含め、福祉の里の南側約**2.49ha**としており、周辺農地を取得し必要な面積を確保しています。

令和6年1月末現在、全ての地権者様との土地売買契約を締結しています。



◆ 広域処理施設の規模

施設区分	主な処理対象物	施設規模
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	○燃やすごみ	175t/日 処理方式: 焼却方式 ストーカ式
マテリアルリサイクル 推進施設	○燃やせないごみ ・有害ごみ ○粗大ごみ	17t/日 処理方式: 破碎 ・選別

◆ 整備・運営コンセプト

コンセプト① 経済性・効率性を確保した施設

- 建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設

コンセプト② 安心かつ安全で安定性に優れ、長期稼働できる施設

- 日常的な施設の稼働や維持管理において安心かつ安全性に優れた施設
- 安定性に優れ、長期稼働が可能な施設

コンセプト③ 環境負荷が少なく、循環型社会の形成を推進する施設

- 適切な環境保全・公害防止対策により、環境負荷を低減する施設
- 処理に伴い発生するエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用できる施設

コンセプト④ 地域社会に貢献できる施設

- 積極的な情報公開のもと、地域住民に信頼され、安心して受け入れてもらえる施設
- 地域住民が身近に訪れることができ、周辺の景観と調和のとれた施設
- 環境問題やエネルギー問題を学習できる施設

コンセプト⑤ 災害に対して強靭性を有する施設

- 浸水・地震対策等に万全を期し、災害に対して強靱な廃棄物処理システムを確保した施設
- 災害廃棄物を円滑かつ適切に処理するための拠点となる施設
- 災害時の一時避難スペースとしても活用できる施設

◆ 地域貢献方針

余熱利用

場内余熱利用(蒸気、温水、電力)を実施します。
発電については、場内で必要な電力を利用し、余剰電力を電力会社へ売却します。(買電コスト削減と売電収益により事業費抑制)

環境教育・環境学習

施設の見学ルートを整備し、小・中学校の施設見学や一般来場者・行政等の視察を受け入れます。わかりやすく興味を引く展示物を設け、環境への関心を高めます。

会議室の貸出しや、不用品等の展示を行います。

災害対応

想定される水害リスク・地震リスクに対して、被害の低減、自立起動、継続運転が可能な対策を実施します。
災害時に安全かつ安定的なごみ処理の継続と災害廃棄物の受入・処理を行います。
会議室等を一時避難スペースとして開放します。

オープンスペース

環境関連団体等のイベント開催や、来訪者が気軽に立ち寄り、憩うことができるオープンスペースを設けます。
オープンスペースや各施設へアクセスするための敷地内通路を確保します。